



# よくある質問

## Q 質問

無償化が開始されたら、保育料は園に支払う必要はなくなりますか。幼稚園の預かり保育の利用料はどうなりますか。

認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターは、どのような時に無償化の対象となりますか。

1歳の子で、一時預かりのみ利用しています。住民税非課税世帯に限り無償化の対象と聞きましたが、該当するかわかりません。どうしたらよいですか。

障害児通所施設に通所しています。無償化の開始により、何か手続きは必要ですか。

市外の幼稚園、保育園等に通っていますが、無償化の対象となりますか。

現在、勤務先の託児所を利用しながら就労しています。無償化の対象となりますか。

## A 回答

幼稚園、保育園、認定こども園の場合は、保育料の支払いは無くなります。(幼稚園の月額25,700円を超える保育料は支払う必要あり)

預かり保育の利用料については無料となる場合でも、利用料はこれまでどおり幼稚園に支払います。その後、市へ給付申請書を提出し、補助額を口座振込で還付します。

幼稚園、認可保育園、認定こども園等を利用していない3~5歳児クラスの子(または住民税非課税世帯の3歳未満の子)が、保育の必要性の認定を受けた場合には、無償化の対象となります。利用する前に市役所へ申請が必要です。

市または勤務先より通知された市民税決定通知書でご確認ください。住民税非課税世帯に該当するか不明な場合は、当該年度の1月1日に住民登録している市町村の住民税担当部署へお問い合わせください(佐倉市の場合は市民税課)。また、住民税非課税世帯であったとしても、保育要件を満たさない場合は、無償化となりません。保育要件の詳細は、5ページをご参照ください。

利用料の無償化のための手続きは必要ありません。

市外の幼稚園等に在園している場合であっても、佐倉市に住民登録されている場合には、無償化の対象となります。ただし、幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料と認可外保育施設の保育料の無償化を受けるためには、佐倉市役所へあらかじめ申請が必要です。

その託児所が、認可外保育施設の届出をしている施設であれば、無償化の対象施設です。現在、未届出の施設でも都道府県へ届出をした時点で無償化の対象施設となります。届出の有無については勤務先にご確認ください。